

※ 請求の期間		年 月 日		時 間		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁	備 考
年	月	日	年	月	日	年 月 日				
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	年	月	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)



附則  
この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁  
職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十九年三月三十日  
山梨県知事 後 藤 齋

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令  
職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、十八の項の前に次の一項を加える。

十七 畜産酪農技術センター	畜産に関する農業の革新に係る支援業務	韮崎市本町四丁目	
---------------	--------------------	----------	--

別表中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項を二十二の項とし、二十四の項を二十三の項とする。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁  
山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十九年三月三十日  
山梨県知事 後 藤 齋

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令  
山梨県副知事の担任意務に関する規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「副知事山下誠」を「副知事吉原美幸」に改め、同号イ中「人口減少

対策に係ること」を「次号イに掲げるもの」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 県民生活部（北富士演習場対策課、世界遺産富士山課及び私学・科学振興課に限る。）に関すること（総合教育会議に係るものを除く。）。

第一条第二号へを次のように改める。

へ 福祉保健部（子育て支援課を除く。）に関すること。

第一条第二号チを次のように改める。

チ 産業労働部（地域産業振興課及び労政雇用課を除く。）に関すること。

第一条第三号中「副知事新井ゆたか」を「副知事柵木環」に改め、同号イを次のように改める。

イ 総合政策部（国際総合戦略室及び地域創生・人口対策課に限る。）に関すること（土地利用調整に係るものを除く。）。

第一条第三号ロ中「総合教育会議及び県民生活に係ることに限る」を「前号ロに掲げるものを除く」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 福祉保健部（子育て支援課に限る。）に関すること。

第一条第三号ホを次のように改める。

ホ 産業労働部（地域産業振興課及び労政雇用課に限る。）に関すること。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 出 先 機 関 庁  
山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十九年三月三十日  
山梨県知事 後 藤 齋

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 部長 山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）第十二条第一項に規定する部長、同規則第十二条の二第二項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項に規定する局長並びに同規則第十五条第一項に規定する出納局長をいう。

二 課長 山梨県行政組織規則第十四条第一項に規定する課長、同条第七項に規定する室長及び同規則第十五条第五項に規定する課長をいう。

三 出先機関 山梨県行政組織規則第四条に規定する出先機関をいう。

四 出先機関の事務局長 山梨県行政組織規則第十八条第二項に規定する副所長、同条第三項に規定する事務局長、同条第四項に規定する副所長、同条第十項に規定する事務局長及び同規則第十九条第一項に規定する事務局長をいう。

第二条第一号中「部長（山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第二条第一号に規定する部長（労働委員会事務局長を除く。）をいう。以下同じ。）印」を「部長印」に、「本庁の課長（山梨県事務決裁規則第二条第三号に規定する課長（労働委員会事務局長を除く。）をいう。以下「課長」という。）印」を「課長印」に、「出先機関の事務局長（これに相当する副所長を含む。）印」を「出先機関の事務局長印」に改める。

第四条第一項中「を除く。以下この項及び第十一条第一項を」（総務部行政経営管理課の課長をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第三項及び第五項、次条第三項、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項に、「又は出先機関」を「及び出先機関」に、「使用開始予定年月日」を「使用開始予定日」に改め、同項第一号中「会計課長」の下に「（出納局会計課の課長をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「第八条第一項に規定する管守責任者（行政経営管理課を除く。第五項、次条第二項及び第十三条第一項において同じ。）は、そのを」課長及び出先機関の長は、当該所属において「使用開始予定年月日」を「使用開始予定日」に改め、同項第二号中「出先機関の所長（山梨県事務決裁規則第二条第六号に規定する所長をいう。以下同じ。）を「出先機関の長」に、「公印を」を「ものを」に改め、同条第五項中「第八条第一項に規定する管守責任者」を「課長及び出先機関の長」に改める。

第五条第二項中「第八条第一項に規定する管守責任者は、公印保管台帳」を「課長及び出先機関の長は、当該所属において管守する公印について公印保管台帳」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組織改編に伴い所属の廃止又は名称の変更があったときは、課長及び出先機関の長は、公印保管台帳を行政経営管理課長に送付するものとする。ただし、行政経営管理課長に協議の上、他の所属に引き継ぐことができる。

第六条第二項中「緊急」の下に「かつ」を加え、「当該管守責任者」を「課長及び出先機関の長」に改める。

第七条中「及び県印」を「若しくは県印」に、「その旨」を「その旨」に、「年月日」を「日」に改める。

第八条第一項第一号中「総合政策部長印」を「部長印」に、「政策企画課長」を「総

合政策部政策企画課の課長」に改め、同項第二号中「県民生活部長印」を「部長印」に、「県民生活・男女参画課長」を「県民生活部県民生活・男女参画課の課長」に改め、同項第三号中「リニア交通局長印」を「部長印」に、「リニア推進課長」を「リニア交通局リニア推進課の課長」に改め、同項第四号中「総務部長印」を「部長印」に、「人事課長」を「総務部人事課の課長」に改め、同項第五号中「防災局長印」を「部長印」に、「防災危機管理課長」を「防災局防災危機管理課の課長」に改め、同項第六号中「福祉保健部長印」を「部長印」に、「福祉保健総務課長」を「福祉保健部福祉保健総務課の課長」に改め、同項第七号中「森林環境部長印」を「部長印」に、「森林環境総務課長」を「森林環境部森林環境総務課の課長」に改め、同項第八号中「エネルギー局長印」を「部長印」に、「エネルギー政策課長」を「エネルギー政策課の課長」に改め、同項第九号中「産業労働部長印」を「部長印」に、「産業労働部産業政策課の課長」に改め、同項第十号中「観光部長印」を「部長印」に、「観光企画課長」を「観光部観光企画課の課長」に改め、同項第十一号中「農政部長印」を「部長印」に、「農政総務課長」を「農政部農政総務課の課長」に改め、同項第十二号中「県土整備部長印」を「部長印」に、「県土整備総務課長」を「県土整備部県土整備総務課の課長又は総務部長（総務部の部長をいう。以下同じ。）が別に定める職」に改め、同項第十三号中「出納局長印」を「部長印」に改め、同項第十五号中「消防保安課長」を「防災局消防保安課の課長」に改め、同項第十七号中「の所長」を「の長」に改め、同項第十八号中「税務課長」を「総務部税務課の課長」に改め、同項第十九号中「産業技術短期大学の事務局長」の下に「並びに富士山世界遺産センター及び富士山科学研究所の副所長（複数の場合には、その長の指定する者）」を加え、同項第二十号を削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十二号中「管理課長」を「出納局管理課の課長」に改め、同項第二十一号とし、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号中「建築住宅課長」を「県土整備部建築住宅課の課長」に改め、同項第二十三号とし、同項第二十五号中「農村振興課長」を「農政部農村振興課の課長」に改め、同項第二十六号とし、同項第二十六号を同項第二十五号とし、同項第二十七号を同項第二十六号とし、同条第二項中「管守責任者」を「課長及び出先機関の長」に改める。

第十条第一項中「（昭和四十三年山梨県規則第十二号）」を削り、「年月日及び」を「日又は」に改め、同条第二項中「又は」を「及び」に、「所長」を「長」に、「公印の管守責任者」を「管守責任者」に改め、同条第三項中「又は」を「及び」に、「所長」を「長」に改め、同条第四項中「又は」を「及び」に、「及び」を「長」に改める。

第十一条第一項中「又は」を「及び」に、「所長」を「長」に、「当該文書」を「又は公印を表示しようとする文書の材質・形状その他の理由により公印を押印することが

できない場合で、当該文書に、「公印」を「公印」に、「代える」を「代えようとする」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「用紙」を「文書」に、「印刷刷込用紙」を「印刷刷込用紙」に、「作成し、印刷業者に貸与し、当該課又は出先機関の職員をその印刷に立ち合わせ」を「作成して印刷業者に貸与するとともに、印刷後には返納させ」に改め、同条第三項中「又は」を「及び」に、「所長」を「長」に改め、同条第四項中「又は出先機関の所長」を「及び出先機関の長」に改め、同条第五項中「又は」を「及び」に、「所長」を「長」に、「前三項」を「前三項」に改める。

第十二条中「管守責任者」を「課長及び出先機関の長」に、「又は偽造」を「偽造」に、「会計職員印」を「出納員印、税務出納員印、物品出納員印又は現金収納員印」に改める。

第十三条第一項中「管守責任者」を「課長及び出先機関の長」に改め、同条第二項中「うえ、封印」を「上封印」に、「年月日」を「日」に改める。

第十四条第一項の表中「前二号」を「前三号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。

第十七条中「、第十三条、第十四条」を削る。

別表中「本庁の課長印」を「課長印」に改め、同表出納員印の項中 「式 中北地域民センター出納事務用

務所用」を「式及び参 中北地域民センター出納事務用」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 ひな形中に番号の記載がないものを複数作成する必要がある場合は、それぞれ別のものであることが判別できる表示をするものとする。

第一号様式中「登録年月日」を「登録日」に、「告示年月日」を「告示日」に、「改廃年月日」を「改廃保存日」に改める。

第二号様式を次のように改める。



第2号様式（第5条関係）

公印保管台帳

課（室）、出先機関又はかい名	
----------------	--

公印名	印影	交付日	改刻日	廃止日	行政経営管理課送付日

--	--	--	--	--	--



佐藤寛	南アルプス市	南アルプス市曲輪田字下	二、五三九・〇〇
長田由孝	韮崎市	韮崎市中田町小田川字俣下二千二十八番外一筆	二、九四四・〇〇
横森公毅	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字小前下割二千七番	一、四〇五・〇〇
鶴田誠司	山梨市	山梨市北字南梨ノ木千六百六十四番外三筆	四、〇八一・〇〇
網倉勇太	山梨市	山梨市牧丘町西保下字西杉山三千三百二十三番外四筆	二、五一一・〇〇
鈴木史彦	山梨市	山梨市上栗原字中道六百四十二番一	九七四・〇〇
武井貞幸	山梨市	山梨市牧丘町室伏字下田千六百二十五番一	二五五・〇〇
山梨 株式会社ロー ソンファーム	山梨市	山梨市三ヶ所字長面六十八番外一筆	三、七六九・〇〇
窪田紀彦	山梨市	山梨市牧丘町隼字西平二千六十三番外二筆	一、三七一・〇〇
鈴木晴樹	山梨市	山梨市西字中村四十九番一外二筆	六七三・〇〇

株式会社ザイ マックスヴィ	北杜市	北杜市小淵沢町字中尾九千八百六番一	九一七・〇〇
中込一憲	南アルプス市	南アルプス市有野字北新田二千五百六十九番一外三筆	四、九〇二・〇〇
飯窪拓也	南アルプス市	南アルプス市和泉字の場七百六十四番	一、〇二〇・〇〇
村松正美	南アルプス市	南アルプス市東南湖字下出口千六百九十九番	一、七二七・〇〇
農事組合法人 南アルプス e d	南アルプス市	南アルプス市在家塚字仲畑千四百九十六番一外二筆	二、一四〇・〇〇
秋山仙一	南アルプス市	南アルプス市百々字下原二千二百三十九番一	五一一・〇〇
小野聖	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字森西百七十五番一	一、〇七七・〇〇
石井健太郎	南アルプス市	南アルプス市上八田字二ツ塚百七十七番	九二八・〇〇
		南アルプス市有野字南小倉千三百五十三番外一筆	一、九二二・〇〇
		南アルプス市有野字古屋鋪千七百四十一番一外一筆	六四八・〇〇
		原三百四十五番一	



株式会社女神の森オーガニックファーム	北杜市	北杜市小淵沢町字入道森千六百二十二番外二筆	五、九〇七・〇〇
株式会社ワザーリ	北杜市	北杜市白州町横手字中原千百八十五番外一筆	二、六六八・〇〇
株式会社あけの	北杜市	北杜市明野町浅尾字浅尾原五千二百五十九番六百六十六外九筆	三五、六六四・〇〇
大和田貞二	北杜市	北杜市高根町小池字前田三百十番外一筆	三、八〇六・〇〇
農事組合法人いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字蟹林七百三十八番一外一筆	一、七八二・〇〇
		北杜市大泉町西井出字天神二千六百三十三番	六〇九・〇〇
		北杜市大泉町谷戸字米山九千八十番一外九筆	六、五八四・〇〇
株式会社こびつと	北杜市	北杜市小淵沢町松向字神田尻二千六百七十一番外十五筆	二六、二三三・〇〇
		北杜市長坂町長坂上条字向田九百四十番一外十二筆	二〇、一六三・〇〇
		北杜市長坂町中丸字西蕪	三、四九六・〇〇
輿石正	北杜市	北杜市高根町箕輪字海道前千二百八十四番四外三十筆	二九、〇一八・〇〇
伊藤省吾	北杜市	北杜市長坂町長坂上条字東田千八百二十七番	一、二五七・〇〇
農事組合法人エナジー津金	北杜市	北杜市須玉町下津金字下川手五千二百四十九番外四筆	三、九三八・二五
		北杜市須玉町下津金字中田五千百八十五番外三筆	四、二六一・〇〇
農事組合法人武川ファーム組合	北杜市	北杜市武川町牧原字東原二千七百八十四番外七筆	九、八三三・〇〇
		北杜市武川町宮脇字竹ノ花二百九十一番	二、六五六・〇〇
		北杜市武川町山高字祝六十八番外五筆	四、九二一・〇〇
高橋雄一郎	北杜市	北杜市長坂町大井ヶ森字下フノリ平千四百四十九番一外四筆	六、六四五・〇〇
農事組合法人営農たかね	北杜市	北杜市高根町箕輪字中雲雀沢千九百四十五番	一、四一三・〇〇
		北杜市高根町村山東割字雁又二千六百八番外二筆	二、〇六四・〇〇

農事組合法人 長坂ファーム 組合	北杜市	北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十七番一外三十 七筆	五四、二五五・〇〇
北杜市長坂町塚川字泥里 千八百五十六番外一筆	北杜市	九五三・〇〇	
北杜市長坂町長坂上条字 錨田千二十五番外三筆	北杜市	六、四三三・〇〇	
北杜市白州町鳥原字大北 四四百一番外四筆	北杜市	一〇、八一七・〇〇	
西八代郡市川三郷町上野 字一城林三千三百九番一 外四筆	甲斐市	一、七〇五・〇〇	
笛吹市八代町南字森ノ上 南二百四十九番八	笛吹市	九九一・〇〇	
笛吹市境川町三桐字下向 七百九十番一外一筆	笛吹市	五八五・〇〇	
笛吹市境川町小黒坂字間 ノ田千五百二十二番外四 筆	笛吹市	二、九七九・〇〇	
笛吹市境川町前間田字宮 前七百四十八番一外一筆	笛吹市	七八五・〇〇	
笛吹市八代町北字川後塚 六百七十六番一外一筆	笛吹市	七二九・〇〇	

北村学	笛吹市	笛吹市御坂町井之上字姥 塚千五百五十八番一	四七九・〇〇
志村一仁	笛吹市	笛吹市石和町東油川字北 畑二百六十七番一外一筆	一、八四四・〇〇
早川直樹	笛吹市	笛吹市一宮町一ノ宮字北 反保百六十七番	一、六七五・〇〇
株式会社ハイ ジの野菜畑	笛吹市	富士吉田市上暮地字子ノ 神二千二百八十九番一外 二十九筆	一九、一八一・〇〇
市川央	笛吹市	西八代郡市川三郷町大塚 字幅四千七百六十八番一 外六筆	三、四三一・〇〇
三科裕二	甲州市	甲州市勝沼町休息字上沖 田二百二十九番一外一筆	二、二二六・〇〇
石原淳哉	甲州市	甲州市勝沼町休息字南門 千百二番一外四筆	三、〇一六・〇〇
	甲州市	甲州市勝沼町休息字中沖 田二千七十番外三筆	二、四八〇・〇〇
	甲州市	甲州市勝沼町等々力字西 林千二百六十一番一	六五五・〇〇
大村良明	甲州市	甲州市勝沼町山字久保田 二百六十七番	二六八・〇〇
佐野和枝	甲州市	甲州市塩山藤木字笠張千 三百五十九番	三三五・〇〇

たのみ農園株式会社	中央市	中央市布施字町屋前三千九百五十九番一	二、九九六・〇〇
平岡正史	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町黒沢字開田二百六番一外五筆	七九一・〇〇
根津弘毅	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町黒沢字陳平四千二百二十八番一外十六筆	七、三八一・〇〇
佐藤信也	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町大塚字下河原八百六十五番二	四八四・〇〇
都築憲彌	西八代郡市川三郷町	西八代郡市川三郷町岩間字下木戸千八百九十九番三外七筆	二、〇三五・〇〇
農事組合法人 手打沢組合	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町手打沢字栗林千四百四十三番一外三筆	一、八〇五・〇〇
農事組合法人 結いの里しもべ	南巨摩郡身延町	南巨摩郡身延町下山字川除下九千九百五十八番外三筆	一、〇五五・〇〇
菊島史登	中巨摩郡昭和町	笛吹市境川町藤笠字切付二百一番	八八四・〇〇
		笛吹市境川町藤笠字切付百八十八番外一筆	七八七・〇〇

菊地千春	長野県南佐久郡南牧村	北杜市高根町村山東割字雲雀沢千七百九十一番一外八筆	八、一四八・〇〇
わかば農園株式会社	岐阜県岐阜市	北杜市白州町鳥原字大久保四千四百二十四番外三十五筆	六二、〇〇八・〇〇
		北杜市白州町鳥原字東原四千六百五十二番外一筆	四、一六四・〇〇

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地对策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日 平成二十九年三月二十四日

● 土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	山下政樹	笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地	平成二十九年三月二十一日

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期、方法等を次のとおり定めた。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期 経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、平成二十九年四月一日（土）から平成三十年三月三十一日（土）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。）

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法  
(一) 同時申請者等は、法第十一条第二項に規定する書類を同項の規定により提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。  
(二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。  
(三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所及び日時にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法 別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項同項に規定する申請書を同項の規定により提出した後に、山梨県県土整備総務課建設対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類  
1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては、総合評定値請求書）  
2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）  
3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）  
4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類  
(一) 同時申請者等の提出書類（②から⑭までについては、該当する場合に限る。）  
(2) 審査手数料収入証紙貼付書  
(2) 審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術

職員名簿

(3) 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書  
(4) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書  
(5) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書  
(6) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）  
(7) 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書  
(8) 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書  
(9) 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書  
(10) 当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類  
(11) 審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況一覧表  
(12) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一登録証明書の写し  
(13) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一登録証明書の写し  
(14) 審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

二 別途請求者の提出書類 審査手数料収入証紙貼付書  
1 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類に限る。）  
(一) 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本  
(二) 法第十一条の規定より届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（建設業許可に係る各種変更届）の副本（同条第二項に規定する書類を除く。）  
(三) 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本  
(四) 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書  
(五) 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

- (六) 前回の経営規模等評価申請書の副本
  - (七) 審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え
  - (八) 審査対象事業年度の消費税の確定申告書控え
  - (九) 審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿
  - (十) 工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る次に掲げる書類のうち該当するもの
    - (1) 工事請負契約書
    - (2) 下請基本契約書
    - (3) 注文書
    - (4) 注文請書の写し
  - (十一) 審査対象業種工事に係るコリンス登録内容確認書竣工登録
  - (十二) 審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図
  - (十三) 審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書
  - (十四) 審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え
  - (十五) 審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書
  - (十六) 年金事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書
  - (十七) 退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）
  - (十八) 技術職員の健康保険証の写し
  - (十九) 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
  - (二十) 基幹技能者講習修了証の写し
  - (二十一) 公認会計士等の合格証
  - (二十二) 前回の建設機械保有状況一覧表の副本、建設機械保有状況一覧表に係る売買契約書等の写し、特定自主検査記録表の写し、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し及びカタログの写し
  - (二十三) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書
  - (二十四) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書
- 2 別途請求者の提示書類 第二の一の一の総合評定値請求書と審査基準を同じくす

- る経営規模等評価申請書副本で山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの
- 三 申請書用紙の取扱場所 甲府市丸の内一丁目十三番七号 一般社団法人山梨県建設業協会（電話〇五五―二三五―四四二―）
  - 第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料
    - 一 手数料
      - 1 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
      - 2 総合評定値の請求に係る手数料 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
    - 二 納入方法 審査手数料収入証紙貼付書に手数料相当額の山梨県収入証紙を貼付すること。
    - 第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知 経営規模等評価の結果の通知又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。
  - 第五 再審査
    - 一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。
      - 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
      - 2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
      - 3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類
    - 二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であって、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。
      - 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
      - 2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値請求書の写し



3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類  
第六 その他

- 一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、県の休日以外の日において山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。
- 二 詳細については、山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五―二二三―一八四三）に問い合わせること。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により都留市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影 地上画素寸法十二センチメートル）
- 二 測量の地域 都留市全域
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十四日まで

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道甲斐中央線	甲斐市西八幡字戸田道下三六二九番一―地先から 中巨摩郡昭和町築地新居字大神七五一番二―地先まで

― 県道甲府南アルプス線  
中巨摩郡昭和町西条字中河原三四〇―番一―地先から  
甲斐市西八幡字戸田道下三六六八番一―地先まで

― 県道甲府南アルプス線  
中巨摩郡昭和町西条字中河原三四〇―番一―地先から  
甲府市徳行三丁目一二六九番一―地先まで

― 県道茅野北杜葎崎線  
葎崎市藤井町北下条字堂坂上二―三九番地先から  
葎崎市水神二丁目五〇六八番地先まで

二 指定する期日 平成二十九年四月一日

三 通行方法 一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・十号 高畑町昇仙峡線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在 事業地の所在 変更なし



使用の部分 なし

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年九月三十日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市小見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十二年九月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成十六年一月八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市小見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成十六年一月八日
- 六 変更後の事業施行期間 平成十六年一月八日から平成二十九年九月三十日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十九年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月十四日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十五年三月十四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十九年三月二十三日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成十七年十一月七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字季原、字皮籠石、字大堀及び字七本桜並びに勝山字豆塚の各一部
- 四 事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 五 設立認可の年月日 平成十七年十一月七日
- 六 変更後の事業施行期間 平成十七年十一月七日から平成二十九年九月三十日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十九年三月二十三日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 昭和町常永土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十年三月十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、同町大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、同町大字上河

東字田之神田の一部並びに同町大字河東中島字山伏の一部

四 事務所の所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場内

五 設立認可の年月日 平成二十年三月十七日

六 変更後の事業施行期間 平成二十年三月十七日から平成二十九年七月三十一日まで

七 変更認可の年月日 平成二十九年三月二十三日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字中ノ俣三千七百五十八の三、三千七百五十八の五、三千七百五十八の十一、三千七百五十八の十二、三千七百五十八の十三、三千七百五十八の十四、三千七百五十八の十五、三千七百五十八の十六、三千七百五十八の十七、三千七百五十八の十八、三千七百五十八の十九、三千七百五十八の二十、三千七百六十二の一、三千七百六十二の二、三千七百六十二の五、三千七百六十二の六、三千七百六十二の十二、三千七百六十三の一、三千七百六十三の四、三千七百六十三の五、三千七百六十四の一、三千七百六十四の六、三千七百六十四の七、三千七百六十四の八、三千七百八十八の一、三千七百八十八の二、三千七百八十八の三、三千七百八十八の四、三千七百八十八の五、三千七百八十八の六、三千七百八十九の一、三千七百八十九の二、三千七百八十九の三、三千七百八十九の四、三千七百八十九の五、三千七百九十の一、三千七百九十の二、三千七百九十の四、三千七百九十の五、三千七百九十の六、三千七百九十の七、三千七百九十の八、三千七百九十の九、三千七百九十の十、三千七百九十七の二、三千七百九十七の三、三千七百九十八の一及び三千七百九十八の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都目黒区青葉台一丁目四番五号 株式会社アールシーコア 代表取締役 二木浩三

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第一号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十号様式中「山梨信用金庫本店・石和支店」を「山梨信用金庫本店・支店」に改め、

「甲府信用金庫本店・笛吹支店・石和支店」を「甲府信用金庫本店・支店」に改める。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同項に次の二号を加える。

十四 賃借料

十五 リース債務

第四十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本放送協会に対し支払う受信料

第四十六条第五項中「及び第四十五条第一項第十号」を「、前条第一項第十号、同項第十一号及び令第二十一条の五第一項第九号」に改める。

### 附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「二百万円」を「五百万円」に改める。

### 附則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局告示第一号

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（昭和六十一年山梨県企業局告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十日から適用する。

平成二十九年三月三十日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

第二号の表山梨信用金庫の項中「本店及び石和支店」を「本店及び支店」に改め、甲府信用金庫の項中「本店、笛吹支店及び石和支店」を「本店及び支店」に改める。

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立美術館の部中「副館長」の下に「次長」を加え、同表県立文学館の部中「副館長」の下に「次長」を加え、同表県総合教育センターの部中「副所長」の下に「次長」を加える。

（山梨県総合教育センター管理規則の一部改正）

**第二条** 山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び」を「副所長、次長」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 副所長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、所長を補佐する。  
第六条（見出しを含む。）中「所長」を「副所長」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）

第六条第二号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第七条の見出し及び同条第一項中「副所長」を「次長」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）

二 その他前号に準ずる事項に関する事

第七条第一項第三号から第五号までを削り、同条第二項中「副所長」を「次長」に、「所長」を「副所長」に改める。

第八条中「所長」を「副所長」に、「副所長」を「次長」に改める。

（山梨県立美術館処務規程の一部改正）

**第三条** 山梨県立美術館処務規程（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副館長」の下に「次長」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

第八条第一号を次のように改める。  
一 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）

第八条第二号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、第十一号を削り、第十二号を第四号とする。

第十五条を第十七条とし、第十一条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。  
第十条中「主務課長」を「次長」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（次長の代決）

**第十二条** 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。  
第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（次長の専決）

**第九条** 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と

認められることについては、この限りでない。

一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）

二 その他前号に準ずる事項に関する事。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

**第四条** 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の三」を「第十三条」に改める。

第四条中「高校教育課」を「高校教育課」に改める。

第四条の二の表中高校教育課の項を削る。

第九条第三号中「及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）を削り、同条第四号中「県立高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第十一号中「県立高等学校等」を「県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）」に改め、同条に次の一号を加える。

十九 県立高等学校等の学校評議員制度に関する事。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（国体推進室）

**第十二条の二** 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（高校改革・特別支援教育課）

**第十条** 高校改革・特別支援教育課においては、次の事務を所掌する。

一 県立高等学校等の教育改革に関する調査及び企画に関する事。

二 産業教育、定時制教育及び通信制教育の総合計画に関する事。

三 学校教育法第四条の規定により県教育委員会が認可する学校（幼稚園を除く。）の設置及び廃止に関する事。

四 県立特別支援学校の通学区区域の設定又は変更及び県立高等学校等の生徒の就学調査に関する事。

五 県立高等学校等の入学者選抜のための制度に関する事。

六 県立特別支援学校の学校教育（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）の指導に関する事。

七 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び進路指導に関する事。

八 県立特別支援学校の教育職員の研修に関する事。

九 県立特別支援学校の教育職員の認定講習に関する事。

十 市町村の設置する小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導に関する事。

十一 県立特別支援学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関する事。

十二 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関する事。

十三 障害児の就学に関する事。

十四 県立特別支援学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関する事。

十五 県立特別支援学校の学校行事の承認及び届出に関する事。

十六 県立特別支援学校に係る教育研究団体に関する事。

十七 山梨県高等学校審議会、山梨県特別支援教育振興審議会及び山梨県地方産業審議会に関する事。

十八 山梨県教育支援委員会に関する事。

第十三条の二を削る。

（山梨県立文学館処務規程の一部改正）

**第五条** 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副館長」の下に「次長」を加え、同条第四項を第五項とし、

第三項の次に次の一項を加える。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

第八条第一号を次のように改める。

一 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項（他に定めのある場合を除く。）

第八条第二号から第八号までを削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、

第十一号を第四号とし、第十二号を削り、第十三号を第五号とする。

第十五条を第十七条とし、第十一条から第十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第十条中「主務課長」を「次長」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（次長の代決）

**第十二条** 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。



(次長の専決)

**第九条** 次長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く。)
- 二 その他前号に準ずる事項に関する事

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

**第六条** 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、同項に規定する埋蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)第五条に規定する所長」を「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの所長」に改め、同条第四号中「四 館長」を「四 館長等」に改め、「館長」の下に「並びに山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)第五条に規定する所長」を加え、同条第六号中「次長等」を「次長」に、「、同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長のうちあらかじめ所長が指定する副所長」を「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」に改め、同条第九号中「九 副館長」を「九 副館長等」に改め、「副館長」の下に「並びに総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長」を加え、同条第十号中「館長」を「館長等」に改める。

第四条中「館長」を「館長等」に改める。

第八条中「次長等」を「次長」に改める。

第十条(見出しを含む)中「館長」を「館長等」に、「副館長」を「副館長等」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正)

2 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の表中「高校教育課」を「高校改革・特別支援教育課」に改める。

(山梨県教育支援委員会規則の一部改正)

3 山梨県教育支援委員会規則(平成二十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教育庁新しい学校づくり推進室」を「高校改革・特別支援教育課」に改める。

**山梨県教育委員会告示第四号**

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程(昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。

別表中県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館及び県立文学館の副館長の印の部に次のように加える。

県総合教育センター副所長印	二十一 同	同
---------------	-------	---

**附則**

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会訓令甲第一号**

庁 中 一 般	教育 事 務 所	埋蔵文化財センター	県 立 図 書 館	県 立 美 術 館	県 立 博 物 館	県 立 考 古 博 物 館	県 立 文 学 館	県 立 学 校
山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。			県 立 学 校	県 立 学 校	県 立 学 校	県 立 学 校	県 立 学 校	県 立 学 校

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び県立文学館を除く。」を「、県立文学館及び県総合教育センターを除く。」に改め、「副館長」の下に「、県総合教育センターにあつては副所長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 総 合 教 育 セ ン タ ー

県 立 学 校

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中「高校教育課

高校教育課

高校改革・特別支援教育課

—— 教学文

進室 —— 教新学

—— 教高

—— 教改特

—— 教改特

—— 「を」

—— 「を」

文 「」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

県 立 図 書 館

県 立 美 術 館

県 立 博 物 館

県 立 考 古 博 物 館

県 立 文 学 館

県 総 合 教 育 セ ン タ ー

県 立 学 校

庁中処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

庁中処務細則の一部を改正する訓令

庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第四十六条の三 庁員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿（第十七号様式の六）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。

2 第四十五条第二項の規定は、介護時間願簿に、これを準用する。

第四十八条第一項中「第十七号様式の六」を「第十七号様式の七」に改め、同条第二

項中「第十七号様式の七」を「第十七号様式の八」に改める。

第四十九条中「第十七号様式の八」を「第十七号様式の九」に改める。

第十七号様式の五を次のように改める。

第十七号様式の五を次のように改める。



第17号様式の5 (第46条の2関係)

介護休暇願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(※要介護者の状態及び具体的な介護の内容)

※要介護者に関する事項	氏名		
	続柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年 月 日	

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

指定期間の申出・指定														
第1回				第2回				第3回						
※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考														

指定期間の延長・短縮														
第1回				第2回				第3回						
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考														

(注) 1 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。)  
 2 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて1回の指定期間を指定する。  
 (「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

介護休暇の請求・承認

※ 請求の期間			時間		日・時間数	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者の印	備考
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時	分	日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分	時		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の取消し等

※ 介護休暇の取消し等			※ 本人印		備考
※ 休暇の取消し等の期間			決裁者の印	裁	
年	月	日	時	分	日・時間数
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日
年	月	日から	時	分	日
年	月	日まで	時	分	日

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第十七号様式の八を第十七号様式の九とし、第十七号様式の七を第十七号様式の八とし、第十七号様式の六を第十七号様式の七とし、第十七号様式の五の次に次の様式を加える。



※ 請求の期間		時間		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁		備考
年	月 日	時	分	年 月 日			決裁者の印		
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□毎日	午前 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			
年	月 日	□その他 ( )	午後 時 分～ 時 分	年 月 日		□承認 □不承認			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)





附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般  
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 守 屋 守

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による」を削り、「部分休業」の下に「（育児に係るものに限る。）及び介護時間」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

**第十四条の三** 職員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿（第六号様式の三）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、介護時間願簿により介護時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。  
第六号様式の二を次のように改める。

第6号様式の2(第14条の2関係)

介護休暇願簿

(所属)

(職)

(氏名)

(第一面)

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

※要介護者に関する事項	氏名		
	続柄		
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となった時期		年	月
		年	月

(注) 「介護が必要となった時期」が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

指定期間の申出・指定														
第1回				第2回				第3回						
※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間	※申出の期間	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※指定期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考														

指定期間の延長・短縮														
第1回				第2回				第3回						
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人印	※決裁者の印	※延長・短縮後の指定期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考														

(注) 1 「指定期間」欄には通算した指定期間を記入する。(期間の通算は暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。)  
 2 決裁者は、申出の期間中に公務の運営に支障がある日が含まれている場合には、職員の指定期間が浪費されないよう、その日を除いて1回の指定期間を指定する。  
 (「備考」欄にはその旨及び除外する日を記入し、「指定期間」欄にはその日を除いて通算した期間を記入する。)

介護休暇の請求・承認

※ 請求の期間		時間		日・時間数	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁者の印	備考
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	
年	月	日から	□毎日	時	分～	時	分	日	
年	月	日まで	□その他 ( )	時	分～	時	分	日	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

